

◆児童福祉司(スーパーバイザーを含む。)の任用後研修及び社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習会

◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)【平成29年4月1日以降】

※児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)による改正後

第十三条 (略)

② (略)

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一～四 (略)

五 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

六 (略)

④～⑦ (略)

⑧ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

⑨ (略)

◆要保護児童対策地域協議会の調整機関に配属される専門職が受講する研修

◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)【平成29年4月1日以降】

※児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)による改正後

第二十五条の二 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの(次項及び第八項において「調整担当者」という。)を置くものとする。

⑦ (略)

⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

◆その他児童相談所の体制強化に向けた更なる方策等

◎児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)附則 (抄)

(検討規定等)

第二条 (略)

2 (略)

3 政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、第一条の規定による改正後の児童福祉法第二十五条第一項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 (略)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。